

ご契約内容変更のお知らせです

・当院では、平成 29 年 12 月 1 日に施行されます、改正特定商取引法に準拠した治療の提供を行います。

・各治療は同意書を交付した 9 日後からの施術となります。

対象は以下のものです。

脱毛、フォトフェイシャル、保険外のレーザー治療、シミ・そばかす治療、

しわ、たるみに対するヒアルロン酸・ボトックス治療、

脂肪溶解注射、リポセルなど。

・レーザー脱毛のコース設定がなくなり、全て 1 回毎の料金となります。

(新料金は大幅に料金を下げました。5 回目以降の施術は半額となるため、コースの設定があった今までと同じ割引率となります。また 1 回毎で受けられていた方も 5 回目以降は半額で処置が受けられることとなります。)

今井皮フ形成外科クリニック

院長 今井 由典